

議 会 運 営 委 員 会 記 録				
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 1 月 2 8 日 （木）			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開 閉 の 日 時	開 会 1 1 月 2 8 日 午 前 1 0 時 3 5 分			
	閉 会 1 1 月 2 8 日 午 前 1 0 時 5 1 分			
出 席 委 員	委 員 長	加 藤 大 輔	副委員長	山 田 一 繁
	委 員	金 子 博	委 員	三 木 伸 也
	委 員	森 崎 成 喜	議 長	鈴 木 健 夫
	副 議 長	和 田 貴 弘		
欠 席 委 員	委 員	大 澤 博 行		
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 員	城 所 美 奈 子		
書 記	事務局長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 事	小 山 和 也
事 件	・ 一般質問に係る資料について ・ タブレット導入に関して波及する事項の調査			
調 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

調 査 の 経 過

<開 会> 午前10時35分

- 加藤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の日程については、一般質問に係る資料について及びタブレット導入に関して波及する事項の調査であります。

<一般質問に係る資料の表示、投影について>

- 加藤委員長 先ほど保留としておりました、城所議員の一般質問に使用する資料について協議したいと思います。先ほどの議会運営委員会でご本人お呼びしてご意見をお伺いしようということでしたので、ここに参考人として城所議員をお呼びしたいと思います。暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時36分

- 加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。再度整理をしますが、城所議員の資料3については、通告要旨からは想定できない資料のため、1基本原則（考え方）の「質問等の内容をより深めることを目的とする場合」ではないと思われること、そもそも、市の事務と直接関係がないこと。4使用できる資料等（1）質問者が権限を有するものではないこと。さらに（3）特定の者の利益を助長し、又は侵害するものは資料として使用できない。の特定の者の利益を助長にあたるのではないか。ということで疑義としてお示しをさせていただいております。城所議員にお考えをお聞かせいただければと思います。
- 城所議員 特定の者の利益を助長させるにあたる特定のものというはどこを意味していますか。
- 加藤委員長 それでは私の方でご指摘をさせていただきましたので、私の方からお話したいと思います。これ、おそらくどこかの団体なのか、どなたかが作られていて、これは資料というよりはもう既にメッセージが入ってしまっているのかなというふうに理解をいたしました。そういった点でいくと、この団体が訴えたいことがメッセージとして表示されていて、それが城所議員の一般質問を通じてPRされる効果があるというようなことも考えられるのかなということで利益を助長し、というところが、疑義として提示をさせていただいております。
- 城所議員 この説明をさせていただきますとこれをまとめたのは特定の方ですけれども、どなたでも数字をまとめることが可能で、厚生労働省の被害者救済制度のホームページに載っている数字をここに表示したものです。予算が足りないという下部にあるに説明に関しては、首相官邸の公表で、予算額が膨れ上がっているということを、このように矢印で、赤字で書いているというのは、健康被害救済制度に当たって、これだけの予算が充てられているということを明確にしたいと、その中にはご答弁いただいているはずなんですけれども日高市においても健康被害救済制度を申請している件数、進達件数5件ということが、9月議会でも判明しております。その内容をお伝えいただいているので、可能性としては日高市にも該当する被害者がいるかもしれない

という意味も含め、どなたの利益も助長させるものではないという認識なのでこれは団体というよりも作成したのはフリーライターの藤江成光さんという方なのですが、公開されているデータを1枚にまとめたにすぎない、という認識ということでございます。

◦加藤委員長 今の説明に対して、委員の皆様からご意見ございますか。

◦山田委員 まとめたということなので、厚労省と首相官邸の公表、そのものではないってということでしょうか。

◦城所議員 厚生労働省のホームページには、健康被害者救済制度の欄に数字だけ載っております。ホームページそのものをここに載せているわけではなく数字だけ引用したものです。

◦山田委員 だからこれ、厚労省と首相官邸のものではないってことですね。

◦城所議員 発行しているのは厚生労働省でも首相官邸でもないです。

◦山田委員 続いて、今説明がありましたけどフリーライターの藤江さんという方が個人的にまとめたものっていう認識でよろしいのでしょうか。

◦城所議員 はい。

◦加藤委員長 他に委員の皆様、よろしいですか。

私の方からご指摘させていただいた部分で、いくつかお聞きさせていただこうかと思っていますけど、今回これ作成されたのは、藤江さんという方で、この人が厚生労働省の書類を使って、こういうことを訴えたいよという意図を持って、何らかしらの意図を持って作られたということですよ。そうなってくると、あくまで今回投影する資料というのは、ご本人が作った資料ないしは用意したものということで誰かの意見を借りてきてっていうのは、資料にそぐわないのではないかと私は考えますがその点に関してはいかがでしょうか。

◦城所議員 これはデータをただ数字で表にまとめたものですが、これが、作成者が私だったら疑義にはあたらないということでもよろしいでしょうか。

◦加藤委員長 ご本人が作成されるのであってもおそらくそういった意味では他の皆さんのもご本人が用意されたということは前提になっていて、ただしそのデータがどこから持ってきたのかということに関しては厚生労働省の資料であるとか市の公表されている資料から持ってきましたということを明示して、明確にしましょうということであれば、根拠を示したうえで、ご本人が作られたものであるということであれば問題ないかというふうに思います。

◦城所議員 一般質問の内容とずれが生じるのではないかという話がありましたが、それは、前段で私が新型コロナワクチンのことについて触れてから質問に入る過程で提示しようと思ったので、一般質問の最中に表示させるものではないことから多少そぐわないのかなという認識でおります。

◦山田委員 内容までは本人しか分からないということであれば、特にこの資料にこだわるってことはしないのではないですか。

◦加藤委員長 城所議員ご意見ございますか。

◦城所議員 総合的に鑑みまして資料3に関しましては、取り下げもやむを得ないのかなと認識しております。

◦加藤委員長 今ご本人から、取り下げても良いのではないかとご意見がございましたので、今回に関しては取り下げさせていただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 加藤委員長 それでは、今、取り下げということでしたので、そのように決定をしたいと思います。今回、初めての資料提出ということでしたが、資料は図、表、写真等で質問者が権原を有するものに限っており、ご自身が作成したものを想定して、基準を作成しましたが、今回、想定を超える資料の提出がありましたので、今後、判断に迷うことのないよう、その基準を明確にしたものを今回提示いたします。今回は提示のみとし、次回の議会運営委員会で協議します。

<ペーパーレス化の本格運用について>

- 加藤委員長 11月15日の議会運営委員会にて検討いただくこととしておりましたが、決算書、予算書、主要な成果を説明する書類を当面の間、紙のものを残すかについて、決定したいと思います。なお、紙のものを残す場合は、議案として提出されるものはデータのものとし、紙の予算書等は補助資料として位置付け、糊付けや背表紙等の製本はせず、ファイルに閉じるか、綴り紐で閉じるなどの簡易なものとする方法を前回、提案させていただきましたが、このことについてもあわせてご意見を頂きたいと思います。
- 森崎委員 そのとおりでよいと思います。
- 加藤委員長 それでは、当面の間は紙のものを残し、紙のものは製本せず簡易なものとするので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように決定します。

次に、タブレット導入によって生じた質疑に係る課題解消のため、質疑方式の見直し案を前回提示させていただきました。

委員会における質疑のうち予算・決算については、事業ごとに質疑・答弁を行うというものです。事業ごとの質疑・答弁であれば、タブレットの操作に追われることなく、質疑・答弁の内容に集中できると思われます。

また、質疑の回数についても、予算・決算の質疑については、事業ごとに3回までとするものです。こちらについても本日ご意見を頂くこととしておりました。本日再度素案についてご提示いたしますので、確認いただき、ご意見を頂きたいと思います。ご意見ございますか。

- 金子委員 委員長の説明のとおり、予算、決算の質疑の方式は事業ごとでよいと思います。
- 加藤委員長 案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように決定します。

<先例集の一部改正について>

- 加藤委員長 会議規則、委員会条例等の改正により、オンラインによる手続きを可能とすることから、先例集においても整合性を図るため、「文書等による手続き」、例えば「届け出る」「通知する」「用紙に記入し」「配布する」「文書で行う」「署名する」としているものを会議規則と同様に通則的にオンラインによる手続きが可能とする文言を追加したいと思います。

第16章その他の事項【4】その他

「本先例集において文書等により行うことが定められているものについては、日高市会議規則その他の関係規程に準じてオンラインによる手続きを可能とする。」

このように変更し、その運用を会議規則等の施行日に合わせ令和7年1月1日とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、委員会として決定しました。

先例集の改正については、全員協議会で報告し、議長から議員へ諮っていただきます。

<その他>

◦加藤委員長 その他ですが、委員の皆さんから何かありますか。

(なし)

<閉 会> 午前10時51分

◦加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。 ご苦労さまでした。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔